

野々市市訪問型サービスコード(令和6年4月利用分～)

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表【生活支援訪問サービス(緩和した基準によるサービス)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)週に1回程度の場合	940	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		30	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212	(2)週に2回程度の場合	1,879	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割		61	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213	(3)週に2回を超える程度の場合	2,981	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		98	1日につき	
A2	2521	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき
A2	2631	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)週に1回程度の場合	-9	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		-1	1日につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	(2)週に2回程度の場合	-18	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		-1	1日につき	
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	(3)週に2回を超える程度の場合	-29	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		-1	1日につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算	200単位加算	1月につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ニ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ホ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		